

1. 議事日程

[平成21年第1回安芸高田市議会2月定例会第28日目]

平成21年3月18日
午前 10時開会
於安芸高田市議場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 発議第2号 安芸高田市議会委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第3 発議第3号 安芸高田市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第4 発議第4号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書について
- 日程第5 同意第1号 安芸高田市教育委員会委員の任命の同意について
- 日程第6 議案第18号 安芸高田市特別職の職員等の給与の特例に関する条例
- 日程第7 議案第19号 安芸高田市職員の給与の特例に関する条例
- 日程第8 議案第20号 安芸高田市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第21号 安芸高田市個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第22号 安芸高田市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第23号 安芸高田市地区集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第24号 財産の無償譲渡について
- 日程第13 議案第25号 財産の無償貸付について
- 日程第14 議案第26号 安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について
【横田地域活動拠点施設ほか14件 再指定】
- 日程第15 議案第27号 安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について
【中長田集会所ほか6件 新規】
- 日程第16 議案第28号 広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更について
- 日程第17 議案第29号 安芸高田市男女共同参画推進条例
- 日程第18 議案第30号 安芸高田市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例
- 日程第19 議案第49号 安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第31号 安芸高田市乳幼児医療費支給条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第32号 安芸高田市介護保険条例の一部を改正する条例

- 日程第 2 2 議案第 33 号 安芸高田市八千代ミニライズセンター設置及び管理条例
 日程第 2 3 議案第 34 号 安芸高田市営住宅条例の一部を改正する条例
 日程第 2 4 議案第 35 号 工事請負契約の締結について
- 【安芸高田市汚泥再生処理センター建設工事】**
- 日程第 2 5 議案第 4 号 平成 21 年度安芸高田市一般会計予算
 日程第 2 6 議案第 5 号 平成 21 年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算
 日程第 2 7 議案第 6 号 平成 21 年度安芸高田市老人保健特別会計予算
 日程第 2 8 議案第 7 号 平成 21 年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計予算
 日程第 2 9 議案第 8 号 平成 21 年度安芸高田市介護保険特別会計予算
 日程第 3 0 議案第 9 号 平成 21 年度安芸高田市介護サービス特別会計予算
 日程第 3 1 議案第 10 号 平成 21 年度安芸高田市公共下水道事業特別会計予算
 日程第 3 2 議案第 11 号 平成 21 年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計
 予算
 日程第 3 3 議案第 12 号 平成 21 年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計予算
 日程第 3 4 議案第 13 号 平成 21 年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計予算
 日程第 3 5 議案第 14 号 平成 21 年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別
 会計予算
 日程第 3 6 議案第 15 号 平成 21 年度安芸高田市簡易水道事業特別会計予算
 日程第 3 7 議案第 16 号 平成 21 年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計予算
 日程第 3 8 議案第 17 号 平成 21 年度安芸高田市水道事業会計予算
 日程第 3 9 閉会中の継続調査の件について

2. 出席議員は次のとおりである。(20名)

1 番	前 重 昌 敬	2 番	石 飛 慶 久
3 番	児 玉 史 則	4 番	大 下 正 幸
5 番	和 田 一 雄	6 番	水 戸 眞 悟
7 番	先 川 和 幸	8 番	山 根 温 子
9 番	宍 戸 邦 夫	10 番	山 本 優
11 番	前 川 正 昭	12 番	秋 田 雅 朝
13 番	赤 川 三 郎	14 番	青 原 敏 治

15番	金 行 哲 昭	16番	入 本 和 男
17番	今 村 義 照	18番	亀 岡 等
19番	塚 本 近	20番	藤 井 昌 之

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 会議録署名議員

17番	今 村 義 照	18番	亀 岡 等
-----	---------	-----	-------

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（21名）

市 長	浜 田 一 義	副 市 長	藤 川 幸 典
総務企画部長	田 丸 孝 二	市民生活部長	廣 政 克 行
産業建設部長兼 公営企業部長	金 岡 英 雄	地域経済推進部長	清 水 盤
消 防 長	竹 川 信 明	消防本部次長 兼 総務課長	広 政 康 洋
会 計 管 理 者	立 田 昭 男	福祉事務所長兼 社会福祉課長	重 本 邦 明
八千代支所長	榎 原 秀 克	美土里支所長	高 杉 和 義
高宮支所長	近 藤 一 郎	甲田支所長	垣 野 内 壮
向原支所長	南 部 政 美	総 務 課 長	沖 野 文 雄
行政経営課長	武 岡 隆 文	政策企画課長	竹 本 峰 昭
教 育 長	佐 藤 勝	教 育 次 長	益 田 博 志
教 育 参 事	永 井 初 男		

6. 職務のため議場に参加した事務局の職氏名（3名）

事務局 長 光 下 正 則 議事調査 GL 児 玉 竹 丸
書 記 倉 田 英 治

~~~~~○~~~~~  
午前 10時00分 開会

○藤井議長

ただいまの出席議員は20名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

日程に入るに先立ち、議会事務局長より諸般の報告をいたさせます。

議会事務局長 光下正則君。

○光下事務局長

諸般の報告をいたします。

第1点、教育委員長より、平成19年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検、評価報告書が提出されております。

第2点 監査委員より平成21年1月分の例月出納検査の結果についての報告がありました。

それぞれの写しをお手元に配布いたしておりますので、御了承ください。

以上で諸般の報告を終わります。

○藤井議長

以上をもって、諸般の報告を終わります。

続いて教育長から、行政報告の申し出を受けておりますので、これを許可します。

教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長

それでは、教育長といたしましてお手元に配付させていただいております、平成19年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検、評価報告につきまして、御報告をさせていただきます。

御承知のとおり、平成19年6月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正されまして、平成20年4月1日から施行されております。改正法第27条において、教育委員会は、毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに公表しなければならないことになりました。また、点検及び評価を行うにあたっては、教育に関し、学識経験を有する者の知見の活用を図ることとなっております。

報告書の内容は、平成19年度の教育委員会の活動状況、学校教育、生涯学習の主要施策についての実施状況並びに成果及び課題を報告し、これらに対する教育行政評価委員会の意見を取りまとめ、報告書としております。

なお、評価委員会の総括的な意見は、今日の児童・生徒の状況を見た場合に、道徳教育は家庭でしっかり行うべきことであるとか、学校はもっと保護者に対して言うべきことをきちんと話すべきであることなど、家庭教育についての啓発の必要性を特に要望されました。

現在、安芸高田市教育委員会では、協力の協に育てる、「協育」という言葉をキーワードに、教育の推進を図っておりますが、今後とも

家庭や地域の力を借りまして、子育ての推進を図ってまいりたいと考えております。

なお、今年度は報告書の提出が遅くなりましたが、次年度につきましては平成 20 年度の決算調書の作成を速やかに報告させていただき、公表を早くしたいと考えております。

なお、この資料の最後から 3 ページ目のところがございます参考資料がございますが、参考資料のページがございませんけども、参考資料 1、一番下の行の点検及び評価の対象に関するという「象」という字が違っておりますので、ご訂正のほどお願いいたします。

以上で報告とさせていただきます。

○藤井議長 以上で行政報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第 1 会議録署名議員の指名

○藤井議長 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 79 条の規定により、議長において、5 番 和田一雄君、6 番 水戸眞悟君を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第 2 発議第 2 号 安芸高田市議会委員会条例の一部を改正する条例

○藤井議長 日程第 2、発議第 2 号「安芸高田市議会委員会条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

16 番 入本和男君。

○入本議員 発議第 2 号「安芸高田市議会委員会条例の一部を改正する条例」について、提案理由の説明を行います。

本件につきましては、安芸高田市事務分掌条例の一部改正により、部の設置が改正されたことに伴い、次のとおり改正するものであります。

第 2 条第 2 号中「市民生活部」を「市民部、福祉保健部」に、第 3 号中「産業建設部」を「産業振興部、建設部」にそれぞれ改めるものでございます。

なお、この条例につきましては、平成 21 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

どうかよろしくお願いいたします。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は委員会への付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認め、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

お諮りいたします。

これより発議第 2 号「安芸高田市議会委員会条例の一部を改正する条例」の件を、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第 3 発議第 3 号 安芸高田市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

○藤井議長 日程第 3、発議第 3 号「安芸高田市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

16 番 入本和男君。

○入本議員 発議第 3 号「安芸高田市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例」について、提案理由の説明を行います。

地方分権が本格化し、自治立法権の拡充・強化が図られる中、自治体みずからが地方の自己決定権を確立し、自立可能な地域社会を構築することが今まで以上に求められています。

このような中で、市民の代表である議員の役割はますます重いものになっております。市民生活と福祉を守り、多様な住民ニーズに対応した安芸高田市とするため、的確な審議を行い、さらには政策をみずからが提案していくことのできる、資質と能力の向上と見識の深まりが強く求められております。このため、議員はさまざまな調査・研修を行うことが重要であり、政務調査費の交付は大きな役割を果たしております。

しかしながら、現行条例は会派を交付対象とするものであり、無所属の議員は除外されておりました。そこで、すべての議員に調査・研修機会を保障するため、交付対象を議員とする条例の一部改正を提案することといたしました。

政務調査費の交付対象や運用については、この間見直しについて協議を重ねてきたところであり、このうち、運用については、議員間の公平性・整合性を図ること、市民から疑義を持たれないものとするを目的として、先般申し合わせ事項を定めたところであります。

本条例の一部改正は、交付対象をこれまでの会派から、議員に変更することに伴い、次のとおり改正するものであります。

第1条及び第2条は、政務調査費の交付対象を会派から議員とするための字句の整理であります。

第3条第1項及び第2項並びに第6項は字句の整理であり、第3項は年度の途中で議員になった者への交付、第4項は年度初めに交付申請をしなかった議員が、年度の途中でも交付申請をすれば、政務調査費の交付を受けることができることを定めたものであります。

第4条は、政務調査費の交付を受けた議員が、辞職や議会の解散等により議員でなくなったときは、返還しなければならないことを定めたものであります。

第5条から第9条は、字句の整理であります。

なお、旧条例第6条の経理責任者を削除し、1条ずつ繰り上げております。

附則は、施行期日を平成21年4月1日とし、この条例の施行前に旧条例の規定により交付された政務調査費については、施行後もその効力を有するものと定めたものであります。

どうかよろしくお願いいたします。

○藤井議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は、委員会への付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(異議なし)

御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより発議第3号「安芸高田市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第4 発議第4号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書



について

○藤井議長 続いて日程第4、発議第4号「新たな過疎対策法の制定に関する意見書について」の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

8番 山根温子さん。

○山根議員 発議第4号「新たな過疎対策法の制定に関する意見書」について、提案理由の説明を行います。

過疎地域における生活環境整備や産業振興については、昭和45年に過疎地域対策緊急措置法が施行されて以来、一定の成果を上げたところであります。

しかしながら、今日の過疎地域においては人口減少と高齢化の著しい進展を始め、公共交通機関の縮小、医師及び看護師等の不足、耕作放棄地の増加など、各方面にわたり極めて深刻な問題を抱えています。

過疎地域の豊かな自然、歴史・文化は、都市部に対して食糧や水資源、いやしの場を提供するだけでなく、さらには森林による地球温暖化の防止に貢献するなど、多面的・公共的機能を担っております。

このような中、現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は、平成22年3月末をもって失効することとなります。

過疎地域が果たしている多面的・公共的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域の振興を図り、そこに暮らす人々の生活を支えていくことが必要かつ重要であります。

よって、引き続き過疎地域の振興が図られるよう、新たな過疎対策法を制定いただくとともに、制定にあたっては、旧来、過疎地域に指定されていた地域が、合併による行政範囲の広域化により過疎地域の指定から外れることのないよう配慮していただくことをあわせて強く要望するものであります。

何とぞ、議員の皆様の御理解をいただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

なお、本件に関しては質疑を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認め、本件の質疑は省略いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより発議第4号「新たな過疎対策法の制定に関する意見書について」の件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

起立多数であります。  
よって、本件は原案のとおり可決されました。  
暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前 10時20分 休憩

午前 10時20分 再開

~~~~~○~~~~~

○藤井議長

再開いたします。

議案に入る前に、ここで本定例会の運営につきまして、過日議会運営委員会を開き御協議いただいておりますので、その結果について、議会運営委員長 金行哲昭君の報告を求めます。

15番 金行哲昭君。

○金行議会運営委員長

報告いたします。

開会前に市長から発言がありましたが、本日配付されております議案訂正の申し出につきまして、去る3月10日に議会運営委員会を開き、次とおりに決定いたしましたので報告いたします。

本件は、議案の取り扱いにかかわるものであり、議長からその対応について議会運営委員会に諮問がなされました。

本申し出が、産業建設常任委員会における付託審査が終了した後になされたものであり、再審査の必要性等を含めて協議いたしました。

協議の結果、訂正が本議案の事業内容や金額、契約の相手方などの基本事項の変更によるものではなく、当初から対応していただいた代理人である代表者名の記載誤りによる訂正ということであり、行政実務資料集等によると「正誤表の提出により対応する」とあることも踏まえ、正誤表の提出を受けることといたしました。

以上、報告を終わります。

○藤井議長

以上で議会運営委員長の報告を終了いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第5 同意第1号 安芸高田市教育委員会委員の任命の同意
について

○藤井議長

続いて日程第5、同意第1号「安芸高田市教育委員会委員の任命の同意について」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長

同意第1号「安芸高田市教育委員会委員の任命の同意について」提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、任期満了に伴う教育委員会委員の任命について、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

平成16年3月の新市発足から今日まで、2期5年、教育委員として

お務めいただきました高宮町の佐々木智三さんが、本年4月27日付をもって任期満了となられることに伴い、後任の教育委員として佐々木哲志さんを任命いたすものでございます。

佐々木哲志さんは、長年中学校教諭として教育現場に携われ、高宮中学校長を最後に、本年3月31日をもって定年退職をされることになっております。教諭として学校現場に立たれると同時に、昭和63年から平成12年までは広島県教育委員会へ勤務されており、その間、芸北教育事務所長を歴任されるなど、豊富な経験と幅広い見識をお持ちの方であります。教育委員として適任であると確信をいたしております。

以上、よろしく御審議の上、御同意をいただきますようお願いを申し上げます。

○藤井議長

以上で提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

この件に関しては、委員会付託・質疑・討論は省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

お諮りいたします。

これより同意第1号「安芸高田市教育委員会委員の任命の同意について」の件を、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前 10時26分 休憩

午前 10時27分 再開

~~~~~○~~~~~

- 日程第6 議案第18号 安芸高田市特別職の職員等の給与の特例に関する条例
- 日程第7 議案第19号 安芸高田市職員の給与の特例に関する条例
- 日程第8 議案第20号 安芸高田市特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第21号 安芸高田市個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第22号 安芸高田市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例

- 日程第 11 議案第 23 号 安芸高田市地区集会所設置及び管理条例
の一部を改正する条例
- 日程第 12 議案第 24 号 財産の無償譲渡について
- 日程第 13 議案第 25 号 財産の無償貸付について
- 日程第 14 議案第 26 号 安芸高田市公の施設の指定管理者の指定
について【横田地域活動拠点施設ほか 14 件 再指定】
- 日程第 15 議案第 27 号 安芸高田市公の施設の指定管理者の指定
について【中長田集会所ほか 6 件 新規】
- 日程第 16 議案第 28 号 広島県市町総合事務組合を組織する地方
公共団体の数の減少及び組合規約の変更について

○藤井議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第 6、議案第 18 号「安芸高田市特別職の職員等の給与の特例に関する条例」の件から、日程第 16、議案第 28 号「広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更について」の件までの 11 件を一括して議題といたします。

本 11 件は、一括して総務企画常任委員会に付託されておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務企画常任委員長 赤川三郎君。

○赤川総務企画常任委員長

総務企画常任委員会から報告いたします。

平成 21 年 2 月 19 日付で、本委員会に付託された議案 11 件の審査の結果を報告いたします。

去る 3 月 2 日に委員会を開催し、市長・副市長並びに関係部局の部課長等の出席を求め慎重に審査を重ねました。審査において、出された質疑・意見の主なものは次のとおりです。

まず、議案第 18 号「安芸高田市特別職の職員等の給与の特例に関する条例」は、市長を初めとする特別職の給料月額削減措置を平成 21 年度も行うため、本年 3 月末をもって失効する既定の条例を一旦廃止し、新たに制定するもので、市長 15%、副市長 13%、教育長 10%の削減率を、それぞれ定めるものであります。

次に、議案第 19 号「安芸高田市職員の給与の特例に関する条例」は、職員の給料月額削減措置を平成 21 年度も行うため、本年 3 月末をもって失効する既定の条例を一旦廃止し新たに制定するもので、部長級 6%、次長級及び課長級 5%、主幹級 4%、主査級から主任主事級まで 3%、主事級 1%の削減率をそれぞれ定めるものであります。

給料の削減ありきで考えるべきでなく、ほかの部分で削減を図るべきではないかとの質疑があり、職員の労働意欲を高めるためにも、政策の転換で対応していくのが本来の姿と思うが、昨今の経済情勢で市民の生活も厳しい状況にあるため、今後の経済の動向を見ながら判断したいと答弁がありました。

次に、議案第 20 号「安芸高田市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」は、非常勤特別

職に安芸高田市男女共同参画推進審議会委員を初め、新たに設けるもの、見直しにより職名を変更するもの、施設等がなくなる職の削除を行うものであります。

月額報酬や各特別職の役割等についての質疑があり、専門的な立場で就任していただく館長等が19万円、通常の事務補助的な業務を担う保健推進員が17万1,000円との答弁がありました。

次に、議案第21号「安芸高田市個人情報保護条例の一部を改正する条例」は、統計法が整理されたことに伴う条文の整理であり、国や地方自治体の行う統計の個人情報や、国から提供を受ける統計に関するデータの基本情報は適用除外とすることを規定されたものであります。

次に、議案第22号「安芸高田市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例」は、基幹集会所及びその敷地等の行政財産はこれまで私権の設定を禁止しておりましたが、地域振興会などの公共的団体が活動を行う上で、必要な場合は、その行政財産の用途や目的を妨げない範囲で無償で貸付を行えるよう改正するものであります。

次に、議案第23号「安芸高田市地区集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例」並びに議案第24号「財産の無償譲渡について」及び議案第25号「財産の無償貸付について」は、地元へ移管する集会所を設置管理条例から除くもの、地元の団体へ無償で譲渡するもの、市有の敷地を譲渡先へ無償で貸し付けするもので、一括して審査を行いました。

譲渡が遅れている集会所は、来年度までにすべて譲渡されるのかとの質疑があり、無償譲渡を希望されない場合、不用な施設として処分すると地元へ説明をしており、今後も引き続き地域へ出向いて、説明、協議を重ねたいとの答弁がありました。

次に、議案第26号「安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について（横田地域活動拠点施設ほか14件 再指定）」及び議案第27号「安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について（中長田集会所ほか6件 新規）」は、指定管理者を再指定するものであり、一括して審査を行いました。

ほとんどの施設は3年間の指定期間であるが、農村交流館が1年の期間であるのはなぜかとの質疑があり、市内で新たに民間の産直市が出店される状況を考慮されており、また、施設が設置された当時から単年度での契約を望まれていたとの答弁がありました。

最後に、議案第28号「広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合同規約の変更について」は、本年3月31日をもって山県郡町村税等整理組合及び広島中央広域行政組合が解散し、広島県市町総合事務組合を脱退することに伴い、組合を構成する団体数の減少と組合同規約を変更することについて議会の議決を求めるもので

ありました。

質疑の後、討論・採決を行った結果、付託された議案第 18 号から第 28 号については、すべて原案のとおり可決すべきものと決しました。

執行部におかれましては、本総務企画常任委員会で指摘された点を真摯に受け止めていただき、今後の事務執行において、十分反映されますよう望み報告といたします。

○藤井議長

お諮りいたします。

この際、委員長報告に対する質疑を省略したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(異議なし)

御異議なしと認め、質疑は省略いたします。

これより一括して討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第 18 号「安芸高田市特別職の職員等の給与の特例に関する条例」の件から、議案第 28 号「広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更について」の件までの 11 件を起立により採決いたします。

本 11 件に対する委員長の報告は原案可決であります。

本 11 件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

起立多数であります。

よって、本 11 件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第 17 議案第 29 号 安芸高田市男女共同参画推進条例

日程第 18 議案第 30 号 安芸高田市介護従事者処遇改善臨時特例  
基金条例

日程第 19 議案第 49 号 安芸高田市国民健康保険税条例の一部を  
改正する条例

日程第 20 議案第 31 号 安芸高田市乳幼児医療費支給条例の一部  
を改正する条例

日程第 21 議案第 32 号 安芸高田市介護保険条例の一部を改正する  
条例

○藤井議長

続いて日程第 17、議案第 29 号「安芸高田市男女共同参画推進条例」の件から日程第 21、議案第 32 号「安芸高田市介護保険条例の一部を改正する条例」の件までの 5 件を、一括して議題といたします。

本 5 件は、文教厚生常任委員会に付託されておりましたので、委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長 青原敏治君。

文教厚生常任委員会の御報告を申し上げます。

平成 21 年 2 月 19 日付で、本文教厚生常任委員会に付託をされました議案第 29 号、議案第 49 号、議案第 31 号、議案第 30 号及び議案第 32 号の 5 議案につきまして、去る 3 月 3 日に委員会を開催し、市長、副市長、並びに所管部局の部課長等の出席を求め、慎重に審査をいたしました。審査を通じて出されました主な質疑や意見の概要は、次のとおりであります。

まず、議案第 29「芸高田市男女共同参画推進条例」につきましては、本市において、さらなる男女共同参画の推進を図るため、基本理念、市・市民及び事業者の責務及び施策についての基本的な方向を示し、男女がお互いの人権を尊重し、社会のあらゆる分野で男女が共同参画することにより、豊かで活力ある社会を実現することを目的とした条例を制定するものである、という内容でありましたが、市民や事業者に対する啓発を市としてどのように進めていくのかとの質疑があり、庁舎内に設置している推進委員会の活動を充実・強化することによって、まず市職員の意識を変え、国の奨励事業も積極的に活用し、リレーイベント事業等の取り組みを継続して行うことで、市民や事業者に対する意識の高揚を図っていくとの答弁でした。

また、議案第 49 号「安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」につきましては、本年 2 月 12 日付で公布された「国民健康保険法施行令の一部を改正する政令」の施行に伴い、介護納付金分の賦課限度額 9 万円を 1 万円増額し 10 万円とするもので、施行日を平成 21 年 4 月 1 日とした条例の一部改正を行うものであるという内容でございました。

次に、議案第 31 号「安芸高田市乳幼児医療費支給条例の一部を改正する条例」につきましては、乳幼児医療費の一部を支給する対象年齢を、現在の「出生の日から満 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者」から「出生の日から満 12 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者」へと拡充するため、条例の改正を行うものであり、疾病の早期発見、早期治療を促進し、乳幼児等の健やかな成長を図ることを目的とするものである。また、年齢を大きく引き上げることに伴い、条例の名称を「乳幼児」から「乳幼児等」に改めるものであるという内容でありましたが、子育て環境整備・疾病予防の観点で、現在の予防接種法では公費負担となっていない乳幼児のインフルエンザ予防接種に係る保護者実費負担分もあわせて検討できないかとの質疑があり、市として今後の検討課題とするとの答弁でした。

次に、議案第 30 号「安芸高田市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例」につきましては、国において本年 4 月に介護従事者の処遇改善と人材確保などを目的とする介護報酬の改定が行われることになっており、これに伴う介護保険料の急激な上昇を抑制するため、第 2 次補正

予算で国費による保険料負担軽減措置を講じる。この内容で、市町村に交付される65歳以上第1号被保険者の保険料分を原資とする基金を、平成23年度までの間設置するため、新たに条例を制定するものであるという内容でございました。

最後に、議案第32号「安芸高田市介護保険条例の一部を改正する条例」につきましては、第4期介護保険事業計画に基づき、平成21年度から平成23年度までの間の第1号被保険者の保険料を定めるもので、計画によると第4期では介護保険料の基準額は4,849円となるが、さきに提案された介護従事者処遇改善臨時特例基金や介護給付費準備基金の繰り入れにより、現行の4,400円に据え置くとするものであり、高齢者の方々の収入に配慮し、現行6段階の保険料を9段階の保険料設定に改めるものであるという内容でありました。

審査の結果につきましては、付託をされました議案第29号「安芸高田市男女共同参画推進条例」、議案第49号「安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」、議案第31号「安芸高田市乳幼児医療費支給条例の一部を改正する条例」、議案第30号「安芸高田市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例」及び議案第32号「安芸高田市介護保険条例の一部を改正する条例」は、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

執行部におかれましては、本文教厚生常任委員会で指摘があった点について真摯に受け止めていただき、今後の事務執行において、十分に反映をされますよう望み、報告を終わります。

○藤井議長

お諮りいたします。

この際、委員長報告に対する質疑を省略したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(異議なし)

異議なしと認め、質疑は省略いたします。

これより一括して討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第29号「安芸高田市 男女共同参画推進条例」の件から、議案第32号「安芸高田市介護保険条例の一部を改正する条例」の件までの5件を、起立により採決いたします。

本5件に対する委員長の報告は原案可決であります。

本5件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。

よって、本5件は原案のとおり可決されました。



ここで、暫時休憩をいたします。11時5分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前 10時50分 休憩

午前 11時05分 再開

~~~~~○~~~~~

日程第22 議案第33号 安芸高田市八千代ミニライスセンター  
設置及び管理条例

日程第23 議案第34号 安芸高田市営住宅条例の一部を改正す  
る条例

日程第24 議案第35号 工事請負契約の締結について

【安芸高田市汚泥再生処理センター建設工事】

○藤井議長

続いて日程第22、議案第33号「安芸高田市八千代ミニライスセンター設置及び管理条例」の件から、日程第24、議案第35号「工事請負契約の締結について（安芸高田市汚泥再生処理センター建設工事）」の件まで3件を一括議題といたします。

本3件は、一括して産業建設常任委員会に付託されておりましたので、委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長 秋田雅朝君。

○秋田産業建設常任委員長

平成21年2月19日付で、本委員会に付託された議案審査の結果を次のとおり報告いたします。

付託されました議案3件につき、3月4日に本常任委員会を開催いたし、市長、副市長並びに所管部局の部課長等の出席を求め、慎重に審査を行いました。

審査の概要は次のとおりです。

まず、議案第33号「安芸高田市ミニライスセンター設置及び管理条例」は、これまで安芸高田市芸術農園「四季の里」の観光農園施設とライスセンター施設を一体的に管理してまいりましたが、業務内容が異なる施設であることと、それぞれの施設の利用促進を図るため、ライスセンター部分を切り離し、改めて条例を制定するものです。

委員から、機械の貸し出しについては当面、市が窓口になり事務処理をされると言われますが、4月1日に向けて指定管理者を選定し、一括管理という形で地域農業保全を図っていくべきではないかという質疑があり、執行部から、これまで事業を行ってきた農事組合法人が破綻し、現在、解散手続き中である。この整理がつき次第、指定管理者を選定したいとの答弁がありました。

また、農作業の受託については、八千代町で非常に大きな役割を果たしてきている状況があり、これが1年でも休止することになると、農家の皆さんが非常に困られるので、春作業からでも対応できるようにという意味合いもあって、ミニライスセンター部門を切り離して条例制定したとの説明もありました。

賛成討論の中で、この施設を運営するのは、地域に密着した指定管

理という方法が最善だと思うので、解散手続きなどの諸問題解決後には、そういう方向に進んでいただくことを期待して賛成するという討論がありました。

次に、議案第 34 号「安芸高田市営住宅条例の一部を改正する条例」は、平成 19 年 12 月に公営住宅法施行令の一部が改正され、平成 21 年度より家賃制度及び入居者収入基準が変更されることで、現在の入居者のうち、収入に変動がなくても家賃が上昇するなど、負担が増加する入居者があるため、平成 26 年までの間で激変緩和措置を講ずるものとの説明がありました。

議案第 35 号「工事請負契約の締結について」は、安芸高田市汚泥再生処理センター建設工事をアタカ大機・伏光組安芸高田市汚泥再生処理センター建設工事共同企業体と 19 億 8,240 万円で請負契約を締結する案件です。

現在の清流園は昭和 53 年から施設を稼働し、平成 3 年度に増設改良を行っていますが、この間老朽化が進み、また平成 16 年からは計画処理能力に対し、日量 10 キロリットルオーバーの状況が続いており、今後も処理量の増加が見込まれることから、施設の更新に向け、18 年度より循環型社会形成推進交付金を活用し、事業が進められてきています。

工事の発注については、環境省の指導などにより総合評価方式による一般競争入札により実施されました。

委員から、総合評価方式による入札だが、技術提案点数が最高の業者が落札されず、最低金額の業者が落札されていることについて質疑があり、執行部から、技術提案点数については 3 社それぞれ違った技術ノウハウがあり、どの社も平均点以上のもので大きな差はなかった。その結果、価格点数での差が結果として反映されたとの答弁がございました。

また、現施設開設当初、地元との覚書のうち「県道三次江津線」の早期着工、改良について質疑が出され、執行部から、江の川や JR 三江線があり、また、山地が急峻であることなどから難工事である。2 車線での整備は、施行上、難しく費用もかかるので、現在は維持を含めながら、一部待避所、1.5 車線的整備を進めている、との答弁がありました。

審議を尽くし、討論・採決を行いました結果、付託を受けました 3 件の議案につきましては、すべて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、執行部におかれましては、本産業建設常任委員会で指摘された点につき、真摯に受け止めていただき、今後の事務執行において、十分反映されますよう要望いたしまして報告いたします。

お諮りいたします。

この際、委員長報告に対する質疑を省略したいと思います。

○藤井議長

これに御異議ございませんか。

(異議なし)

異議なしと認め、質疑は省略いたします。

これより一括して討論に入ります。

討論はありませんか。

16番 入本和男君。

○入本議員 賛成討論でございます。

議案第35号につきまして、先ほど市長のほうから正誤表について報告がありましたが、審査の時点においては、契約相手方を間違えて審査をいたしました。

しかしながら、市のほうから説明が先日あり、去る3月13日に常任委員会の協議会を開き経過について調査した結果、単なる事務的ミスであるという判明で契約上の問題がないことを確認いたしました。

しかしながら、議案につきましては今後十分配慮していただき、このようなことがないように意見して賛成をいたします。

○藤井議長 ほかに討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第33号「安芸高田市八千代ミニライズセンター設置及び管理条例」の件から、議案第35号「工事請負契約の締結について(安芸高田市汚泥再生処理センター 建設工事)」の件の3件を、一括して起立により採決いたします。

本3件に対する委員長の報告は原案可決であります。

本3件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

起立多数であります。

よって、本3件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

| | | |
|-------|-------|--------------------------|
| 日程第25 | 議案第4号 | 平成21年度安芸高田市一般会計予算 |
| 日程第26 | 議案第5号 | 平成21年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第27 | 議案第6号 | 平成21年度安芸高田市老人保健特別会計予算 |
| 日程第28 | 議案第7号 | 平成21年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第29 | 議案第8号 | 平成21年度安芸高田市介護保険特別会計予算 |
| 日程第30 | 議案第9号 | 平成21年度安芸高田市介護サービス特別会計予算 |

- 日程第 31 議案第 10 号 平成 21 年度安芸高田市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 32 議案第 11 号 平成 21 年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 33 議案第 12 号 平成 21 年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 34 議案第 13 号 平成 21 年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計予算
- 日程第 35 議案第 14 号 平成 21 年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計予算
- 日程第 36 議案第 15 号 平成 21 年度安芸高田市簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 37 議案第 16 号 平成 21 年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計予算
- 日程第 38 議案第 17 号 平成 21 年度安芸高田市水道事業会計予算

○藤井議長 日程第 25、議案第 4 号「平成 21 年度安芸高田市一般会計予算」の件から、日程第 38、議案第 17 号「平成 21 年度安芸高田市水道事業会計予算」の件までの 14 件を一括議題といたします。

本 14 件は、一括して予算審査特別委員会に付託されておりましたので、委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員長 赤川三郎君。

○赤川予算審査特別委員長 予算審査特別委員会から御報告いたします。

2 月 19 日付で、本委員会に付託された議案の審査の結果を御報告いたします。

付託されました、議案第 4 号「平成 21 年度安芸高田市一般会計予算」から、議案第 17 号「平成 21 年度安芸高田市水道事業会計予算」までの 14 件の予算案について、3 月 6 日から延べ 3 日間、特別委員会を開催し、市長・副市長及び教育長並びに関係部局の部課長等の出席を求め、慎重に審査を重ねました。

まず、予算全体として前年と比較すると、一般会計は 14 億 5,000 万円の増となりました。

12 特別会計では、後期高齢者医療制度への移行に伴う、老人保健特別会計の大幅な事業費の減少と制度改正による国民健康保険特別会計における事業費の減少のほか、4 特別会計の減により、10 億 9,893 万 3,000 円の減でありました。

水道事業会計は甲立浄水場移転事業の事業量の減少等により、2,426 万 7,000 円の減で、14 会計の合計は 3 億 2,680 万円の増でありました。

歳入につきましては、地方交付税において緊急対策にかかる財源、2 億 8,500 万円が措置をされるなど増額しておりましたが、昨年からの著しい景気の減退により、市税を初めとする一般税源は大幅に減少しています。

歳出につきましては、義務的経費が予算の51.2%を占め、予算全体に占める割合は減少しているものの、人件費・扶助費・公債費とも増加しておりました。

普通建設事業は、20年度予算では大幅に減少されておりましたが、21年度においては、1.7倍増の12億5,951万円増加しております。

平成21年度予算は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」も施行され、さらなる財政健全化を進めるため、財源確保と経費の見直しを行うとともに、厳正な施策選択や重点化を推進し、市民に信頼される効果的・効率的な行政執行と財政運営に徹し編成したと説明がありました。

新規事業として、新たな生活交通体系の整備を初め、すぐやる課の設置、結婚サポート事業の創設、妊婦検診の助成回数の拡大、乳幼児医療費の公費負担を小学6年生まで拡大、第3子以降の保育料の無料化等が実施されます。また、緊急経済対策により、これまでできなかった事業を前倒しで着手されるほか、昨年度の重点事業も充実して継承されておりました。

審査において、出された質疑・意見の主なものは次のとおりです。

まず、歳入に対する質疑は、予算編成時より社会情勢がさらに悪化していることから、法人・市民税の収入見込や、自主財源の確保に向けた取り組み等でありました。

市税のうち、特に法人市民税については、法人割を前年度予算の34%減で計上していたが、半分くらいになるのではないかと危惧をしている。自主財源の確保は、行政財産の売却や広告収入など、財政健全化計画の視点で、担当部課が連携し、積極的に取り組みたいと答弁がありました。

歳出に対する質疑は、人件費を初めとした経常経費の削減について、第三セクターへの委託金や各団体補助金の見直しについて、人事管理・評価システムの活用について、葬斎場の建設等であり、多岐にわたっておりました。

人件費については、非常勤特別職の設置によりふえているが、支所の職員の削減、給食センターの民営化、幼保一元化、保育所・幼稚園の削減・廃止など定員管理計画を着実に実施していく中で、クリアできる。

公共施設の廃止や統廃合等については、21年度に1年間をかけて、じっくり協議を行い計画を作成する。

今後は、指定管理者や民間への業務委託により、人件費は減るが、委託料がふえる構造になると思われる。

第三セクターについては、市全体のものであるとの意識づけを行うとともに、市民文化を継承していく観点での見直しや支援を行う。

補助金については、懇話会の答申に基づき要綱を定め支出しており、平成18年度から20年度にかけて、1億8,000万円の削減をしている。

一定の段階まで整理をしてきたが、再度整理をしていく必要がある。

人事管理・評価システムの活用については、研修や派遣等により、個々の職員の能力向上を図るとともに、人事を管理する面での職員の能力も上げていきたい。事務事業評価システムは19年度から実施し、現在460件の事務事業評価を行っているが、公認会計士の指導をいただきながら、さらに事務効率を高め、目標管理制度とあわせて定着していきたい。

葬斎場の建設については、予定地に建設することを前提に、引き続き地元と交渉を行うが、協議不能と判断すれば環境調査等、予算執行したいと答弁がありました。

採決の結果、付託されました14件の予算案については、すべて原案のとおり可決すべきものと決しました。

全体的な質疑・意見としては、政策として行われてきた事業に対しても、収益性や採算性について検討されることや、目標を明確に示した上で十分な効果が得られるよう執行されていくことを観点としたものが出されました。

これまで以上に、厳しい選択を行った上での事業実施が余儀なくされています。また、臨時的な交付金により、投資的経費に予算編成ができた事実も否認しません。

交付税に依存せざるを得ない本市にとって、今後、さらに厳しい財政運営と予算編成が続くものと思われまます。

執行部におかれましては、本予算審査特別委員会で指摘された点を真摯に受け止めていただき、予算執行されることを望み御報告といたします。

○藤井議長

お諮りいたします。

この際、委員長報告に対する質疑を省略したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(異議なし)

異議なしと認め、質疑は省略いたします。

これより討論に入ります。

まず本14件に対する反対討論の発言を許します。

18番 亀岡等君。

○亀岡議員

対象は14件であります。私はそのうちの一般会計予算に関して反対討論を行います。

まず、冒頭申し上げておきます。言うまでもなく、この一般会計予算については、市民全体に深くかかわる予算が構成されており、その大部分は市民にとって切実で重要な予算の案であります。しかし、そうした予算案の中にも好ましくない施策の予算がある場合は、当然それを改めるべき努めていくのが議員の使命であり、役割であります。当然のことではありますが、そのことに確信を持ち討論を行うものであります。

本予算案には、賛成しがたいいくつかの予算が計上されておりますが、その中で、私は以前から反対の意思表示を重ねてまいりました、葬斎場予算に関係して討論を行うものであります。

私はこれまで火葬場に葬儀式場の併設案に異議を唱え反対をしてまいりましたが、いよいよ本案件が最終的的局面を迎えております中で、これが可決になれば財政難の中で事足りており、今さら必要のないことに貴重な予算を使うこととなり、行政の原則や常識では考えられない結果を生じると同時に、市民の意思最高決定機関としての議会の存在価値が問われる問題であるとの認識に立ち、少し時間をかけまして反対の理由を改めて明らかにしていきたいと存じます。反対の理由につきましては、非常に数多くあるわけですが、この際、時間との関係もございまして、主要な反対理由について述べていきたいと思っております。まず、葬儀式場の併設案はどうして出されたのか。このことに触れてみたいと思っております。

市のほうでは、これは合併協議、新市建設計画に基づいてこれを実施することになったのであると説明をしておられます。私も合併協議に参加をしておりまして、そのことはまさにそのとおりであります。しかし、ではなぜ併設ということが、式場の併設ということが出てきたのか。それは、実に明瞭なことでありまして、当時旧高田 6 町の中で、正式なといいますか、専門的な葬儀式場がなかったからであります。民間で市の葬儀式場が開業されていたならば、私はこの葬儀式場の併設の案は出てこなかったであろうと、このように考えております。

このことは、実は前児玉市長が平成 17 年 8 月 5 日の葬斎場建設調査特別委員会において、明解に言明をされておられるわけであります。これは、議事録にそのことがあるわけですが、これから引き出してまいりました。これは私とのやりとりの中で申されたわけですが、市内に民間の葬儀式場ができれば私は一番いいと思っておりますが、今のところ安芸高田市内には民間の葬儀式場ができそうにないので、やはり葬儀式場もあわせて建てる必要があるのではなかろうかと考えておりますと、こういうこととあります。これがいわゆる合併協議の結果として併設案が出てきた、当時の時点における内容であります。

ところで私が反対をいたしますことにつきましては、市が式場併設は市において本当に必要なのか、このこととあります。

御承知のように本市におきます死亡者の数は、19 年の実績でいいまして年間 457 人でございます。伴います葬儀については、これが民間 2 社の式場で行われました数は約 2 割弱でありまして、19 年の実績といたしますか、数にして申し上げますと、87 件でございます。これを民間 2 社で等分にして考えまして、1 ヶ月 1 社当たりの葬儀件数は約 4 件ということになります。

実はこの人口が、これから本市におきましても減少していくわけですが、しかし反面、高齢化率も上昇するわけとあります。そう

いったことを踏まえまして考えていきます場合、今後の死亡者の予測数が出されております。これは市の資料に基づくものでありますが、向こう 10 年先であります平成 32 年に死亡者数の推定は 500 名と、こういうことになっております。死亡率が多くなるとはいいましても約年間で 20 名の増でありまして、1 ヶ月に割ってみますと 1.7 名でございます。現在の状況と大差はございません。このようなことは、本当にはあり得ないわけではありますが、例えば現在の死亡者のすべての葬儀をこの 2 社で行ったとしましても、1 社当たり等分に割りますと 20 件でありまして、まだまだ民間 2 社でしっかりとした余裕があるわけでございます。

さて、この式場併設を市がいたしましても、本当に市民にとってこれといった利点があるのでしょうか。私は、それは全くないといっても過言ではないと見ております。ならば、多額の費用をかけて市が建設する意味はどこにあるのでしょうか。大いに問題であると考えられるわけでございます。市は近年になりましては、特に実際の状況も説明をされているところもでございます。それは、大した予算を式場の部分に使うのではないんだと、これは集会所を一つふやすようなものだ、このように言っておられます。

集会所を利用する葬儀というものは、市内にはすごい集会所の数もありますし、いわゆる市と関係した遊休施設もでございます。私はこの併設案の提案の根拠は非常に希薄な根拠ではないかと、このように思っておりますし、また、費用の軽減が考えられると、このようなことは市の広報にも載っておりますが、貸館でいく場合は、特に専門業者の出前になって葬儀が行われるわけでありまして、そういったしますと、地域に出前をお願いして従来からの葬儀をやっておることと、これも余り大差はございません。市民にとって利点がないこの事業に、本当に財政難の中でこれをやらなければならないのか、とりわけ私も議会は本当に真剣にこれを考えていかなければならないと思うわけでありまして。

併設の本案件には民意が問われていないと思うのであります。この件につきましては、市民の圧倒的な意見は反対であります。私はなぜこの市民全体に深くかかわる問題について、市民の意向を問われないのであろうか、こここのところがいまだに不思議なわけでありまして、そういったことから考えまして、本案件については民意を問われず、いわゆる市民の意向を度外視して進められていると、大きな問題があると思うわけでありまして。

市においては、市民の皆さんの意見は十分聞いているかのような説明をされます。年に一度の支所別懇談会等の接点におきましても、私もそこに同席をできるだけしておるわけでありまして、本当に一方的な説明と説得で終わっております。もちろん時間もそこに十分設けられてはいないわけでありまして、当然のことではあります、そうい

う状況の中で、このことについての市民との関係は、進んでおると、このように見ております。「市民と行政による協働のまちづくり」、これが一体このような状態で正常に、協働のまちづくりというのが行われているのかどうか。このことも、この反対の論を申し上げるところで、明確にしておかなければいけないと思うわけであります。

市の行政改革大綱、この中に「行政と市民との協働によるまちづくり」というところがございます。協働によるまちづくりを推進していくためのパートナーである市民は、行政と対等、協力の関係であります。非常に立派なことが書いてあります。このパートナーに対し、わかりやすい行政情報を積極的かつ迅速に公開することにより、行政の公正、透明性の向上、説明責任の明確化を基本とした信頼性の確保に努めます。また、市民意識を的確に把握し、市民の意見を適切かつ有効に行政へ反映していくよう多用できめ細かい、広聴の、広く聞くということですね、充実に努めますと。何も注文をつけられない立派な文章ができておりますが、私は現在のこの事業の推進方については、この文章が泣いておると、このように言わざるを得ないのであります。

さらに併設の考え方につきましては、財政的見地が欠落しておると、このように申し上げざるを得ません。

一つには財政健全化が必須の今日、重要課題であります。必要のないことに使用している。これは、市費を使用していくことは、財政の健全化に真っ向から反しておることでもあります。反面、市民の切実な要望には、財政が困難であるということで、応じきれない行政課題が山積をいたしております。

市民にはそういったことで、要望に応じきれない中で、健全化については、個々の経済力の低下を招きかねない給与の引き下げ、あるいは、市民活動への支援金の削減や廃止、あるいは市民の全般的なことに関係する一層の負担増と、そういった状況の中で財政の健全化が進められるわけではありますが、このような形での健全化よりも、まずは健全化には無駄を省くこと、これが最も手近で弊害を生まない財政健全化の道であると私は考えるわけであります。

○藤井議長

亀岡議員、発言中でございますけども、討論は整理をして、簡潔にお願いしたいと思います。

○亀岡議員

わかりました。

今、圧倒的賛成が考えられる中で、この反対討論は民意を反映する最大の機会であります。議長の要望に沿うべく簡潔にいきたいと思っておりますが、必要な点については、今しばらく続けたいと思うわけであります。

今、行政にとって大切なことは、まずは、行政事業の精査を行い、必要な事以外には新たな投資や借金をしないということ。まず、このことが大切ではないかと考えるわけであります。

もう1点、強調しておきたいと思っておりますが、併設案の根拠となつて

いる市の考え方についてであります。まず、特例債と講中葬の件であります。特例債につきましては、必要のないことに使用してもよいということはないわけでありまして、まず、特例債は最終的には3割返済の借金にかわりはないわけでありまして、このことを指摘をいたしておきます。

もちろん御承知のことではありますが、つけ加えておきたいと思えます。講中葬ができなくなったとき、このような説明が終始してございます。市の考え方は葬儀さえできない、住民活動の衰退と無力化を想定しておられるのでありましようか。協働のまちづくり、自治振興、地域活性化、この市の住民への呼びかけとの関係はどうなっているのか。もともと葬祭は集落の営みの原点にかわりはございません。住民は今いろいろと考えております。葬儀の改善、これも余地は十分あります。また、集落の再編もあります。これは今からの問題と私は思っております。市は集落の崩壊や消滅を想定せず、それを主導、支援するのが協働のまちづくりでありますまいか、それを忘れられていることを指摘をいたしたいのであります。

最後に強調しておきます。葬儀式場に対する市民の意向は、さきも申し上げましたように、大方に反対であります。これはあり得ないと思えますが、もしも葬儀式場の不足の事態が起これば、農協など民間が当分対応することが予想をされます。葬儀も商業的分野の事業に入っており、行政が公営で直接葬儀を執行するのであれば別であります。そのことではないのでありましよう。そうでない限り、すべて民間に任せるべきと私は考えます。行政は行政でなければできないこと、あるいは行政がどうしてもやるべき責任があることを真剣に取り組むことが本来の行政の役割であることを強調するものであります。特例債が利用できるから、講中葬ができなくなったとき必要だから、30年先では収支がとんとんになるから、これでは余りにも本質と問題の核心では遊離をしており、このような道理のない案件はどうしても認めることはできません。これを認めれば、必要でないことに貴重な公費を使うことに道を開くこと、さらに主権者である市民の意向を度外視した政策を容認することとなり、本市議会史上の運営に汚点を残すことになることを付け加えまして反対討論といたします。

以上であります。

○藤井議長 次に本14件に対する賛成討論の発言を許します。

16番 入本和男君。

○入本議員 平成21年度施政方針並びに予算に対して賛成するものでございます。

市長の施政方針の中には、数多くの新規事業、約40件ぐらいの予算が上がっております。委員長の報告にありましたように、義務的経費とか、歳入の不安定とか数々あるわけでございますが、市民の声というものを中心にしていく中で、やはり諸問題もまた経過措置において

は方向性を見直し、または付加しながら進めていく事項もあろうかと思ひます。特に、地域において一番関心がこのたびあるのは、支所の改革と思ひます。支所がだんだん人が少なくなつて活性化が薄れる中、人員を削減という中で、予算措置もすぐやる課の誤解が、市民ではまだ十分でないように理解しております。その点につきましては、2課にされた総合窓口等、今後の市民の声によって市長の方針も変えていただくことを意見しておきます。

また、地域の活性化で一番、幼保一元化、学校規模の適正化、これは本当に地域においては、活力が失われる問題も発生するわけですので、このあたりは、十分調査の上におきまして市民の声を聞く機会をふやしていただきたいというふうに思っております。

さらに、それにかかわる給食センター方式でございますが、これもまだまだ関係者並びに生産者と申しますか、地産地消のほうに十分意見が行きわたってないように思ひます。その整備事業に対しましても十分な意見を尊重されるように要望いたします。

また、生活交通体系の整備は、先ほど市民の代表者による案件が出されまして進行していることではございますので、あえてこの件については触れませんが、これもやはり高齢者が特にウエイトを占めるかと思ひますが、市民の不安を取り除くためには、理解を得られなくてはならないと思っております。

職員の大幅な削減と申しますけど、指摘がありました人件費が下がらなくては、職員の削減には至らないと思ひます。義務的経費の削減が当然人件費にもかかるわけではございますが、その点の改革もあるわけではございます。ぜひ市長さんにおかれましては、前向きな政策と反面、歳入また、義務的経費という諸問題を抱えております。

また、ことし執行されようとされます葬斎場につきましては、これも強行ということは20年度はやめられ予算の不執行をされております。21年度におかれましては、このたびの環境調査、測量等の実施におきまして、十分地域住民の理解を得られた上で執行されることを望みます。

現在、財政健全化計画10ヵ年ができておりますが、その数値に合わないところもありますが、このたび学校の耐震整備とか、また下水整備等で今回の投資的経費が拡大したことも否めないところでございます。

総合的に申しますと、選択と集中という発言も市長さんもされております。選択、決定、責任というものが、議会にも執行部にも負うものであります。我々も今回の予算の決定に当たりまして、審査の結果、今後の執行につき意見し、提案することをこの場で賛成討論といたします。

○藤井議長

次に、本14件に対する反対討論の発言を許します。

反対討論はございませんか。

(反対討論なし)

反対討論なしと認めます。

次に、本 14 件に対する賛成討論の発言を許します。

5 番 和田一雄君。

○和田 議員

議案第 4 号の一般会計予算の件で、先ほど話がありました葬斎場の建設の件のことですが、私は今回予算審査特別委員会のメンバーでございました。葬斎場の調査予算につきましては、賛成をいたしました。

一言申し上げておきたいのは、予算執行は地元住民との協議、また承諾、それがなされてからというふうに私は理解をしております。そこで今後の動向を見守っていきたいというふうに思っております。

以上です。

○藤井 議長

ほかに討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

まず、反対討論のありました議案第 4 号「平成 21 年度安芸高田市一般会計予算」の件を、起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 5 号「平成 21 年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算」の件から、議案第 17 号「平成 21 年度安芸高田市水道事業会計予算」の件まで 13 件を、一括して起立により採決いたします。

本 13 件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本 13 件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

起立多数であります。

よって、本 13 件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第 39 閉会中の継続調査の件について

○藤井 議長

日程第 39、「閉会中の継続調査の件について」を議題といたします。

議会運営委員長及び各常任委員長から、所管事務につき、閉会中の継続調査の申し出が提出されております。

本件については、これを承認することに御異議ありませんか。

(異議なし)

御異議なしと認めます。

よって、本件についてはこれを承認することに決しました。  
以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は、すべて終了いたしました。

これにて平成 21 年第 1 回安芸高田市議会定例会を閉会いたします。  
大変御苦労さまでございました。

~~~~~○~~~~~

午前 11時58分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員